

令和5年度夏期 監視指導結果

旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

届出を要する施設

		監視を行った延べ施設数	違反発見施設数	違反内容				行政処分を行った件数(業務停止等)	行政処分以外の処置件数(始末書等)
				設備の不備	食品の取扱い不良	表示基準違反	その他		
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	12							
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	11							
	乳類販売業	36							
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)								
販売業	弁当販売業	1							
	野菜果物販売業	3							
	米穀類販売業	1							
	通信販売・訪問販売による販売業								
	コンビニエンスストア	4							
	百貨店、総合スーパー	18							
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	6							
製造・加工業	その他の食料・飲料販売業	9							
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)								
	いわゆる健康食品の製造・加工業								
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)								
	農産保存食料品製造・加工業								
	調味料製造・加工業								
	糖類製造・加工業								
	精穀・製粉業								
	製茶業								
	海藻製造・加工業								
	卵選別包装業								
上記以外のもの(改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。)	その他の食料品製造・加工業	4							
	行商	1							
	集団給食施設	1							
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)								
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの								
その他									
小計		107							